

新型コロナウイルス感染症と 診断された皆様へ

本県では、国の通知に基づき、届出対象でない方（下記①～④のいずれにも含まれない方）については、保健所からの個別連絡は行いません。そのため、療養上の注意事項など以下の事項について、以下のURLやQRコードから必ずご確認ください。

※下記届出対象の方は保健所よりお電話をいたします。

①65歳以上の者 ②入院を要する者 ③重症化リスクがあり、かつ、新型コロナ治療薬（風邪薬等は対象となりません）の投与が必要な者 又は 重症化リスクがあり、かつ、新型コロナ罹患により新たに酸素投与が必要な者 ④妊婦

療養上の注意 (<https://www.pref.mie.lg.jp/KANSENJO/HP/m0348600021.htm>)

- ・療養上の注意について、**必ずご確認をお願いします。**
(自宅療養中の注意事項や支援内容などが記載されています。)
- ・療養解除基準を満たすまでは、自宅療養を行ってください。
- ・同居家族については原則、濃厚接触者となります。



療養上の注意はこちら (↑)

療養期間について（令和4年9月7日～） (<https://logoform.jp/form/8vMX/131785>)

- ・有症状の方は発症日（症状が出現した日）を0日目として7日間経過し、かつ症状軽快後24時間経過すれば、8日目に療養の解除が可能となります。
- ・無症状の方は、検体採取日を0日目として7日間経過すれば、8日目に療養の解除が可能となります。なお、5日目に抗原定性検査キットにて陰性を確認した場合には、6日目に解除が可能となります。
※入院した場合など、一部異なることがあります。



療養期間の確認はこちら (↑)

自宅療養中の連絡先について

- ・**療養期間中に症状が悪化した場合**は、かかりつけの医療機関や下記お問い合わせ先へご相談ください。

8:30 ～ 17:15	桑名保健所	0594-24-3625（平日） 0594-24-3671（土休日）	伊賀保健所	0595-24-8045
	鈴鹿保健所	059-382-8672	尾鷲保健所	0597-23-3454
	津保健所	059-223-5184	熊野保健所	0597-89-6115
	松阪保健所	0598-50-0531	四日市市保健所	059-354-8406
	伊勢保健所	0596-27-5216		
17:15～ 翌8:30	全県共通（夜間相談窓口）		059-224-2644	